

# お金の借入れ ルールが変わりました

## Point!!

- ①借入れは年収3分の1までに
- ②借入れには年収の証明が必要  
でも、借りづらいからといって…
- ③ヤミ金融には手を出さない
- ④困ったときは、早めに相談する



消費者金融などを規制する「貸金業法」が改正され、6月18日から施行されました。お金の貸し借りに関わる身近な問題です。皆さんも、この機会にお金と生活のことを考えてみましょう。

☎生活環境課 ☎54-8003

### 法改正で借入制限

お金を借りたけれど返せない。このような多重債務の問題が年々大きくなっています。この問題を解決しようと、消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借入れについて定めている貸金業法が平成18年に大幅改正され、今年6月18日から施行されました。主な内容は次のとおりです。

①借入金額などを制限  
貸金業者からの借入金額

が年収の3分の1までにになりました。(総量規制)  
②収入証明が原則必要  
借入れの際に、収入を証明する書類が原則、必要になりました。  
③上限金利を引き下げ  
上限金利が29・2%から、20%に引き下げられました。

### 借入制限の対象は

貸金業法で制限するのは、消費者金融など貸金業者からの無担保ローンです。銀行などは対象外で、不動産の購入や車購入時の担保貸し付け、緊急の医療費なども制限の対象にはなりません。

クレジットカードはキャッシングが制限されますが、商品購入は対象外です。

### 年収300万の場合

年収300万円で、ローンが50万円残っている場合は下表のようになります。限度額は1社からの上限ではなく、すべての貸金業者からの合計です。

項目	金額	計算
限度額	100万円	年収×1/3
借入可能額	50万円	限度額－現残高

### ④貸金業者への規制

法律を守るための指導など規制が厳しくなりました。

### ヤミ金は絶対ダメ

お金の借り過ぎ、貸し過ぎを防いでくれるのが改正貸金業法です。上限金利は引き下げられ、貸金業者への規制も厳しくなり、利用する側の「安心度」は増しました。

しかし、借り入れ自体が制限されたことで、生活に必要なお金が借りられず、困る人が出ることも心配されます。そんな中、気をつけなければならぬのが「ヤミ金融」です。ヤミ金融は、無登録で貸金業を営む業者で、中には違法な金利での貸し付けや、過剰な取り立てをするものもあります。どんなに困ったときでも、ヤミ金融からは絶対に借りてはいけません。

### 相談業務を強化中

多重債務などの消費者トラブルの解決は、市にとっても重要な課題です。市は、昨年6月から生活環境課に消費生活相談員を配置し、相談業務を強化しました。

### 早め相談で解決を

改正された貸金業法は、普段の生活と密接に関係したものです。「借りられない」で困らないよう、ローン残高を確認し、自分の収入や支出のバランスを見直すことが、これまで以上に必要になってきます。もし問題や困りごとを抱えてしまったら、そのときは一人で悩まずに、早めにご相談ください。問題を解決しようと思えば、皆さんの力になる人がたくさんいます。一緒に問題を解決していきましょう。

## 要注意！ キャッシュバックの危険な誘惑



最近、クレジットカードで安価な商品を数十万円で購入し、購入代金の何割かを不正に現金で得るといふ「キャッシュバック方式」と呼ばれる詐欺が増えています。これは、クレジットカードでの商品購入が借入制限の対象外になることを悪用した取り引きです。

数十万円の代金は全額返済することになりますが、販売者だけでなく、不正に現金を得たカード所有者も詐欺の加害者として告発される可能性があります。不正に現金を得た人は、自己破産を申し立てても免責が認められない場合があります。危険な誘惑には絶対に乗らないでください。



### 取り立て停止 過払い返還も

久慈ひまわり基金法律事務所  
みきひろ 弁護士  
峯田 幹大 弁護士

☎61-1818  
※多重債務の相談は無料です

借入れができない。それは自分の収入と比べ、借り過ぎているときです。その時点でしかるべき機関に相談をするなどして、債務整理を検討するのが適切な対応です。

弁護士に債務整理を委任することで、貸金業者からの連絡や取り立てがなくなったり、過払い金を取り戻せることもあります。

早めの相談が、早めの問題解決につながります。まずは気軽にご相談ください。

7/21(水)山形総合支所で無料相談会・要予約

## 安心して ご相談ください

●市生活環境課 ☎54-8003  
●東北広域振興局企画推進課 ☎53-4981

### 生活資金貸付 も始めました

消費者信用生活協同組合  
ゆみ 相談員  
伊藤 有美 相談員

☎019-653-0001  
※市役所で毎月相談会を開催中



信用生協では、債務整理の支援に加えて4月から、債務整理をされた方などに生活資金を貸し付ける制度も始めました。

今回の法律改正は、将来のことを考えて家計を見直すいい機会でもあります。相談することで、解決方法が見えてくる場合があります。不安を感じたとき、家族に話しづらいときなど、まずはご相談ください。

お金の悩みホットライン ☎0120-979-874

7/16(金)市役所で無料相談会・生活環境課に予約